

## 合併に伴う住所変更手続き

※ 主なものを掲載しています。その他のものについては直接所管課に御確認ください。  
合併時に一部地域の字名等を変更する場合の取扱いは個別に御確認ください。

番号	許認可、登録及び届出等の件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課（事務所）	
			要・不要	手続きの方法等		
1	公益法人の定款又は寄附行為の変更	公益法人	要	それぞれの公益法人により、必要な手続き及び手続き方法が異なりますので、確認の上、必要な手続きを行ってください。	(各 部)	(各公益法人担当課)
2	特定非営利活動法人の定款変更の届出	特定非営利活動法人	要	合併後の直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い、定款変更届出書を提出してください。	県民政策部	生活・協働・男女参画課 NPO・協働推進担当 0985-26-7048
3	宗教法人の規則変更	宗教法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県民政策部	文化文教・国際課 文教担当 0985-26-7118
4	学校法人の寄付行為の変更	学校法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県民政策部	文化文教・国際課 文教担当 0985-26-7118
5	私立学校の学則（園則）変更	私立幼稚園、小、中、高等学校、専修学校、各種学校	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県民政策部 福祉保健部	文化文教・国際課 文教担当 0985-26-7118 子ども政策局子ども政策課 0985-26-7057
6	旅券（パスポート）	旅券所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。旅券（パスポート）の最終頁にある「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。	県民政策部	文化文教・国際課 旅券担当 0985-26-7004 及び 宮崎パストセンター 0985-26-7268 各県税・総務事務所パスト窓口（宮崎を除く）
7	免税軽油使用者証	免税軽油の使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に、住所変更を行います。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
8	免税軽油共同使用者証	免税軽油の共同使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に、住所変更を行います。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
9	軽油引取税に係る営業の開廃等の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
10	軽油引取税に係る販売契約の締結等の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
11	軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更届	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
12	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録事項変更届	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
13	法人の変更届出書	納税義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
14	自動車税、自動車取得税申告書	自動車の取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
15	産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書	産業廃棄物税の特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
16	焼却施設・最終処分場届出事項変更届出書	産業廃棄物税の自己処理事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	税務課 課税担当 0985-26-7020
17	高圧ガス製造等許可・届出	高圧ガス製造者等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	危機管理局消防保安課 産業保安担当 0985-26-7065
18	液化石油ガス販売事業者	販売事業登録業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	危機管理局消防保安課 産業保安担当 0985-26-7065
19	LPガス保安機関の認定	認定保安機関	不要	住所変更の手続きは必要ありません。認定更新時等に書換えます。	総務部	危機管理局消防保安課 産業保安担当 0985-26-7065
20	液化石油ガス設備士免状	液化石油ガス設備士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。要望があれば書換えます。	総務部	危機管理局消防保安課 産業保安担当 0985-26-7065
21	火薬類販売・譲受等許可	火薬類取扱業者等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	危機管理局消防保安課 産業保安担当 0985-26-7065

番号	許認可、登録及び届出等の件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課（事務所）	
			要・不要	手続きの方法等		
22	電気工事業の登録・届出	電気工事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。登録更新時等に書換えます。	総務部	危機管理局消防保安課 産業保安担当 0985-26-7065
23	物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格審査の申請	参加資格者名簿に記載された方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務部	総務事務センター 物品担当 0985-26-7208
24	社会福祉法人の定款変更届	同法人	要	事務所の所在地に関する事項の変更は届出が必要です。	福祉保健部	(各法人の所管課)
25	社会福祉法人の定款変更認可申請	同法人	要	資産の所在地の変更については、変更認可申請が必要です。	福祉保健部	(各法人の所管課)
26	第二種社会福祉事業の開始等の届出	事業の経営者	要	事務所の住所変更届が必要です。	福祉保健部	(各法人の所管課)
27	麻薬等取扱者免許証	左記の免許証の交付を受けている方	不要	事務所の住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	医療薬務課 薬務担当 0985-26-7060
28	薬局・医薬品製造業・販売業許可証	左記の許可証の交付を受けている方	不要	事務所の住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	医療薬務課 薬務担当 0985-26-7060
29	毒物劇物製造業・販売業登録票	左記の登録票の交付を受けている方	不要	事務所の住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	医療薬務課 薬務担当 0985-26-7060
30	医療法人の定款又は寄付行為の変更認可の申請	医療法人	不要	事務所の住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	医療薬務課 医務担当 0985-26-7055
31	医療法人が開設する病院・診療所の開設許可届出事項	医療法人	不要	開設者の住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	医療薬務課 医務担当 0985-26-7055
32	病院・診療所許可指令書	病院・診療所の開設者	不要	病院・診療所の住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	医療薬務課 医務担当 0985-26-7055
33	診療所・助産所開設届	診療所・助産所の開設者	不要	診療所・助産所の住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	医療薬務課 医務担当 0985-26-7055
34	施術所・歯科技工所開設届	施術所・歯科技工所の開設者	不要	施術所・歯科技工所の住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	医療薬務課 医務担当 0985-26-7055
35	戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	国保・援護課 援護恩給担当 0985-26-7061
36	老人福祉法等に基づく変更届	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設等	要	住所等の変更については、変更届が必要です。	福祉保健部	長寿介護課 居宅介護担当 0985-26-7058
37	児童扶養手当	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	こども家庭課 家庭福祉担当 0985-26-7570
38	母子寡婦福祉資金貸付金	左記資金の借受者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	こども家庭課 家庭福祉担当 0985-26-7570
39	児童福祉施設の設置認可	施設設置者（市町村を除く。）	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて行ってください。	福祉保健部	こども家庭課 家庭福祉担当 0985-26-7570
40	児童福祉施設の設置届け	市町村	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて行ってください。	福祉保健部	こども家庭課 家庭福祉担当 0985-26-7570
41	認可外保育施設の開設届け	認可外保育施設	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて行ってください。	福祉保健部	こども政策課 幼保連携担当 0985-26-7057
42	保育士登録	保育士	不要	住所変更手続きは必要ありません。	福祉保健部	こども政策課 幼保連携担当 0985-26-7057
43	身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は合併後に手続きを行ってください。	福祉保健部	障害福祉課 地域生活支援担当 0985-32-4468
44	療育手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は合併後に手続きを行ってください。	福祉保健部	障害福祉課 障がい児支援・管理担当 0985-26-7068
45	特別児童扶養手当証書	左記手当の受給資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	障害福祉課 地域生活支援担当 0985-32-4468
46	身体障害者福祉法による医師指定書	身体障害者福祉法による指定医師	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部	障害福祉課 地域生活支援担当 0985-32-4468

番号	許可、登録及び届出等の件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課（事務所）
			要・不要	手続きの方法等	
47	精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更手続きは不要。更新時に変更。	福祉保健部 障害福祉課 就労支援・精神保健対策室 0985-32-4471
48	自立支援医療受給者証（精神通院）	左記受給者証をお持ちの方	不要	住所変更手続きは不要。更新時に変更。	福祉保健部 障害福祉課 就労支援・精神保健対策室 0985-32-4471
49	精神保健指定医の証	同医	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	福祉保健部 障害福祉課 就労支援・精神保健対策室 0985-32-4471
50	食品の営業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 衛生管理課 食品衛生担当 0985-26-7077
51	集団給食等の登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 衛生管理課 食品衛生担当 0985-26-7077
52	理容所、美容所、クリーニング所の開設届	届出をされた開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 衛生管理課 環境水道担当 0985-26-7077
53	旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく営業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 衛生管理課 環境水道担当 0985-26-7077
54	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の届出	届出をされた方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 衛生管理課 環境水道担当 0985-26-7077
55	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 衛生管理課 環境水道担当 0985-26-7077
56	墓地、埋葬等に関する法律に基づく経営許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 衛生管理課 環境水道担当 0985-26-7077
57	被爆者健康手帳	手帳等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
58	第一種健康診断受診者証	手帳等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
59	第二種健康診断受診者証	手帳等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
60	原爆諸手当証書	証書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
61	原爆医療給付認定書	認定書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
62	特定疾患医療受給者証	受給者証、登録者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
63	特定疾患登録者証	受給者証、登録者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
64	訪問介護利用者負担額減額認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
65	訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
66	小児慢性特定疾患医療受給者証	受給者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
67	自立支援医療受給者証（育成医療）	受給者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
68	養育医療券	受給者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部 健康増進課 疾病対策担当 0985-26-7079
69	給食開始（再開）届出事項変更届	継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設の管理者	要	住所地を管轄する保健所長を経由して、変更届が必要です。	福祉保健部 健康増進課 生涯健康担当 0985-26-7078
70	給食届出事項変更届出書	継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設の設置者	要	住所地を管轄する保健所長を経由して、変更届が必要です。	福祉保健部 健康増進課 生涯健康担当 0985-26-7078
71	大気汚染防止法に係るばい煙、粉じん発生施設の設置届出	左記の届出をしている者	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境管理課 大気・化学物質担当 0985-26-7085
72	フロン回収破壊法に係るフロン類回収業者の登録	左記の登録を受けている者	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境管理課 大気・化学物質担当 0985-26-7085

番号	許認可、登録及び届出等の件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課（事務所）
			要・不要	手続きの方法等	
73	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に係る届出	左記の届出をしている者	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境管理課 水保全対策担当 又は 大気・化学物質担当 0985-26-7085
74	水質汚濁防止法に係る特定施設設置届出	左記の届出をしている者	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境管理課 水保全対策担当 0985-26-7085
75	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に係る浄化槽保守点検業者の登録	左記の登録を受けている者	不要	住所変更届出は必要ありません。（営業区域は、合併前の旧市町の区域となる）	環境森林部 環境管理課 水保全対策担当 0985-26-7085
76	浄化槽法に係る浄化槽設置届出	左記の届出をしている者	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境管理課 水保全対策担当 0985-26-7085
77	一般廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境対策推進課 一般廃棄物担当 0985-26-7083
78	がけイオン類対策特別措置法に係る特定施設の設置届出（一廃）	特定施設の届出をされている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境対策推進課 一般廃棄物担当 0985-26-7083
79	産業廃棄物処理業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境対策推進課 産業廃棄物担当 0985-26-7081
80	産業廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境対策推進課 産業廃棄物担当 0985-26-7081
81	がけイオン類対策特別措置法に係る特定施設の設置届出（産廃）	特定施設の届出をされている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境対策推進課 産業廃棄物担当 0985-26-7081
82	使用済自動車の再資源化等に関する法律にかかる引取業・フロン類回収業登録	登録を受けている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境対策推進課 リサイクル担当 0985-26-7083
83	使用済自動車の再資源化等にかかる法理にかかる解体業・破砕業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 環境対策推進課 リサイクル担当 0985-26-7083
84	林地開発許可申請	左記の許可を受けているもの	不要	住所変更の届出は必要ありません。	環境森林部 自然環境課 保安林担当 0985-26-7163
85	保安林指定（解除）申請書	左記の申請を受けているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、申請地番については、告示の関係で変更を要する場合があります。	環境森林部 自然環境課 保安林担当 0985-26-7163
86	保安林（保安施設地区）指定施業要件変更申請書	左記の申請を受けているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、申請地番については、告示の関係で変更を要する場合があります。	環境森林部 自然環境課 保安林担当 0985-26-7163
87	保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・届出地番の変更の必要はありません。	環境森林部 自然環境課 保安林担当 0985-26-7163
88	保安林（保安施設地区）内作業許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・届出地番の変更の必要はありません。	環境森林部 自然環境課 保安林担当 0985-26-7163
89	保安林（保安施設地区）内間伐（択伐）届出書	左記の届出を行っているもの	不要	住所・届出地番の変更の必要はありません。	環境森林部 自然環境課 保安林担当 0985-26-7163
90	自然公園法に係る許認可及び届出	許認可を受けている方及び届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境森林部 自然環境課 自然公園担当 0985-26-7291
91	温泉掘削等の許可	許可を受けている方	不要	許可事項変更届出書の提出は必要ありません。	環境森林部 自然環境課 自然公園担当 0985-26-7291
92	温泉利用許可	許可を受けている方	不要	許可事項変更届出書の提出は必要ありません。	環境森林部 自然環境課 自然公園担当 0985-26-7291
93	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境森林部 自然環境課 自然保護担当 0985-26-7291 及び 西臼杵支庁林務課 各農林振興局林務課

番号	許認可、登録及び届出等の件名	該 当 者	住 所 変 更 の 手 続 き		担 当 部 ・ 課 ( 事 務 所 )
			要・不要	手 続 き の 方 法 等	
94	鳥獣の捕獲に係る従事者証	左記の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境森林部 自然環境課 自然保護担当 0985-26-7291 及び 西臼杵支庁林務課 各農林振興局林務課
95	指定猟法許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境森林部 自然環境課 自然保護担当 0985-26-7291 及び 西臼杵支庁林務課 各農林振興局林務課
96	鳥獣飼養登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境森林部 西臼杵支庁林務課 及び 各農林振興局林務課
97	登録鳥獣譲受け(引受け)届出書	左記の届出を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境森林部 西臼杵支庁林務課 及び 各農林振興局林務課
98	販売禁止鳥獣等の販売の許可	許可を受けている方	不要	住所・鳥獣等の所在地の変更手続きは必要ありません。	環境森林部 自然環境課 自然保護担当 0985-26-7291
99	特別保護地区内の水面埋立て等許可	許可を受けている方	不要	住所・行為の場所の変更手続きは必要ありません。	環境森林部 自然環境課 自然保護担当 0985-26-7291
100	狩猟免状	左記の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境森林部 西臼杵支庁林務課 及び 各農林振興局林務課
101	狩猟者登録証	左記の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境森林部 西臼杵支庁林務課 及び 各農林振興局林務課
102	林業種苗生産事業者登録証書換え	登録を受けている方	要	書換交付申請書の提出が必要です。	環境森林部 森林整備課 森林整備担当 0985-26-7162
103	森林組合・生産森林組合の定款変更認可	森林組合・生産森林組合	要	組合の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行ってください。	環境森林部 山村・木材振興課 森林組合・担い手対策担当 0985-26-7166
104	森林組合・生産森林組合の定款変更届出	森林組合・生産森林組合	要	事業所の所在地についての定款変更を行い、変更届出を行ってください。	環境森林部 山村・木材振興課 森林組合・担い手対策担当 0985-26-7166
105	中小企業団体及び中央会の定款変更の認可	中小企業団体及び中央会	要	事務所の住所変更の手続の必要はないが、定款に記載されている住所・地区の変更に該当する場合は、定款変更認可申請が必要	商工観光労働部 経営金融課 商工団体担当 0985-26-7098
106	採石業者登録及び岩石採取計画の認可	採石業者登録及び岩石採取計画の認可を受けている者	不要	住所変更の手続は必要ありません。新規認可や更新認可申請時に併せて手続を行ってください。	商工観光労働部 工業支援課 工業振興担当 0985-26-7095
107	砂利採取業者登録及び砂利採取計画の認可	砂利採取業者登録及び砂利採取計画の認可を受けている者	不要	住所変更の手続は必要ありません。新規認可や更新認可申請時に併せて手続を行ってください。	商工観光労働部 工業支援課 工業振興担当 0985-26-7095
108	工場立地法の届出	特定工場を設置する者	不要	住所変更手続は必要ありません。	商工観光労働部 企業立地推進局 企業立地企画担当 0985-26-7096
109	大規模小売店舗立地法の届出	大規模小売店舗を設置する者	不要	住所変更手続は必要ありません。ただし、大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている店舗であって合併に伴い店舗の名称、設置する者又は小売業者名を変更する場合は変更届が必要となります。	商工観光労働部 商業支援課 商業振興担当 0985-26-7102
110	普通肥料の登録	普通肥料の登録を行っている肥料製造業者	要	住所変更後2週間以内に変更届出又は書換交付申請により手続を行ってください。	農政水産部 病虫害防除・肥料検査センター 0985-73-6670
111	指定配合肥料生産業者の届出	指定配合肥料生産業者届出を行っている肥料製造業者	要	住所変更後2週間以内に変更届出により手続を行ってください。	農政水産部 病虫害防除・肥料検査センター 0985-73-6670
112	特殊肥料生産業者及び輸入業者の届出	特殊肥料生産業者届出及び輸入業者届出を行っている業者等	要	住所変更後2週間以内に変更届出により手続を行ってください。	農政水産部 病虫害防除・肥料検査センター 0985-73-6670
113	肥料販売業者の届出	肥料販売業者の届出を行っている業者等	要	住所変更後2週間以内に変更届出により手続を行ってください。	農政水産部 病虫害防除・肥料検査センター 0985-73-6670
114	農薬販売業者の届出	農薬販売業者の届出を行っている業者等	要	住所変更後2週間以内に変更届出により手続を行ってください。	農政水産部 病虫害防除・肥料検査センター 0985-73-6670

番号	許認可、登録及び届出等の件名	該 当 者	住 所 変 更 の 手 続 き		担 当 部 ・ 課 ( 事 務 所 )	
			要・不要	手 続 き の 方 法 等		
115	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届を出している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農政水産部	畜産課 酪農飼料担当 0985-26-7141
116	動物用医薬品販売業許可等	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農政水産部	畜産課 衛生防疫担当 0985-26-7140
117	飼育動物の診療施設開設の届出	左記の届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農政水産部	畜産課 衛生防疫担当 0985-26-7140
118	家畜人工授精師免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農政水産部	畜産課 衛生防疫担当 0985-26-7140
119	家畜人工授精所開設許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農政水産部	畜産課 衛生防疫担当 0985-26-7140
120	土地改良区の定款変更認可の申請	土地改良区	要	土地改良区の地区、事務所の所在地、総代の選挙区（総代制をとる場合）について定款変更を行い変更認可申請を行ってください。	農政水産部	農村整備課 土地改良指導担当 0985-32-4470
121	土地改良区役員選挙（任）規程	土地改良区	要	役員選挙（任）区について変更を行い変更認可申請を行ってください。	農政水産部	農村整備課 土地改良指導担当 0985-32-4470
122	土地改良区の就任役員届出	土地改良区	要	土地改良区役員の住所について、住所変更の届出を行ってください。	農政水産部	農村整備課 土地改良指導担当 0985-32-4470
123	土地改良区の清算人就任届出	土地改良区	要	清算人の住所について、住所変更の届出を行ってください。	農政水産部	農村整備課 土地改良指導担当 0985-32-4470
124	海岸保全区域占用許可	占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	農政水産部	農村整備課 土地改良指導担当 0985-32-4470
125	公有財産使用許可	占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	農政水産部	農村整備課 土地改良指導担当 0985-32-4470
126	漁業の許可	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。漁業許可更新時等に住所の変更を行います。なお、更新時等までに変更を希望される方は所管の機関にて手続きができます。	農政水産部	水産政策課 漁業調整担当 0985-26-7146
127	漁船登録票	左記の登録票の交付を受けている方	不要	住所の変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は所管の機関にて手続きができます。	農政水産部	水産政策課 漁業調整担当 0985-26-7146
128	共同・定置・区画漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	農政水産部	水産政策課 漁業調整担当 0985-26-7146
129	遊漁船業者の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。登録更新時等に住所の変更を行います。なお、更新時等までに変更を希望される方は所管の機関にて手続きができます。	農政水産部	水産政策課 漁業調整担当 0985-26-7146
130	建設業の許可	建設業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	管理課 建設業担当 0985-26-7176
131	浄化槽工事業の登録及び特例浄化槽工事業者の届出	浄化槽工事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	管理課 建設業担当 0985-26-7176
132	解体工事業の登録	解体工事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	管理課 建設業担当 0985-26-7176
133	建設工事入札参加資格の変更届	入札参加資格者（県内事業者）	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	管理課 建設業担当 0985-26-7176
134	建設工事入札参加資格の変更届	入札参加資格者（県外事業者）	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	管理課 建設業担当 0985-26-7176
135	事業認定申請書	合併前に申請し、合併後に認定を受ける市町村	要	市町村名変更届を提出してください。	県土整備部	用地対策課 用地指導担当 0985-26-7174
136	道路占用許可	道路の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	道路保全課 路政担当 0985-26-7182
137	沿道修景植栽地区の行為の許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	道路保全課 維持担当 0985-26-7183
138	沿道修景指定樹木の伐採、移植の許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	道路保全課 維持担当 0985-26-7183
139	沿道自然景観地区の行為の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	道路保全課 維持担当 0985-26-7183

番号	許認可、登録及び届出等の件名	該 当 者	住 所 変 更 の 手 続 き		担 当 部 ・ 課 ( 事 務 所 )	
			要・不要	手 続 き の 方 法 等		
140	沿道修景植栽地区の行為の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県土整備部	道路保全課 維持担当 0985-26-7183
141	河川・海岸の土地の占用等の許可	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	河川課 水政担当 0985-26-7185
142	砂防指定地内の行為許可	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	砂防課 計画調査担当 0985-26-7187
143	砂防指定地内の占用許可	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	砂防課 計画調査担当 0985-26-7187
144	地すべり防止区域内の行為許可	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	砂防課 計画調査担当 0985-26-7187
145	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	砂防課 計画調査担当 0985-26-7187
146	港湾施設使用許可書	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	港湾課 港政担当 0985-26-7188
147	港湾区域内の水域又は公共空地の占用許可書	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	港湾課 港政担当 0985-26-7188
148	港湾区域内の水域又は公共空地での土砂採取許可書	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	港湾課 港政担当 0985-26-7188
149	屋外広告業の届出	屋外広告業の届出済事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出の際に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	都市計画課 景観担当 0985-26-7191
150	屋外広告物等の表示・設置の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新の際に併せて手続きを行ってください。	県土整備部	都市計画課 景観担当 0985-26-7191
151	宅地建物取引業者免許	免許所持者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。更新時や名簿変更届提出時に現住所で手続きを行ってください。免許証の書換えを希望される業者は、書換え交付申請書を提出してください。	県土整備部	建築住宅課 宅地審査担当 0985-26-7195
152	宅地建物取引主任者	資格登録者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。資格登録変更登録申請時に現住所で手続きを行ってください。	県土整備部	建築住宅課 宅地審査担当 0985-26-7195
153	宅地建物取引主任者	宅地建物取引主任者証所持者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。更新時や資格登録変更登録申請時に現住所で手続きを行ってください。主任者証の書換えを希望される方は、書換え交付申請書を提出してください。	県土整備部	建築住宅課 宅地審査担当 0985-26-7195
154	建築士事務所登録	開設者	不要	登録証明を希望される場合を除き、住所変更手続きは必要ありません。更新登録時に新住所で手続きを行ってください。	県土整備部	建築住宅課 建築指導担当 0985-26-7195
155	建築士住所	建築士	不要	住所変更手続きは必要ありません。	県土整備部	建築住宅課 建築指導担当 0985-26-7195
156	設備維持管理業務入札参加資格者名簿の登録	登録を受けている業者	不要	住所変更手続きは必要ありません。	県土整備部	営繕課 計画保全担当 0985-26-7548
157	証紙売りさばき人の指定	証紙売りさばき人の指定を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありません。	会計管理局	会計課 総務担当 0985-26-7203
158	県の支出に係る債権者登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありません。	会計管理局	会計課 出納決算担当 0985-26-7204
159	国の支出に係る債主登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありません。	会計管理局	会計課 国費・資金管理担当 0985-26-7204
160	一般利用者貸出利用券	貸出利用券の登録をされている一般利用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新住所で手続きを行ってください。	教育委員会	県立図書館 0985-29-2956

番号	許可、登録及び届出等の件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課（事務所）
			要・不要	手続きの方法等	
161	風俗営業許可証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行ってください。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3181 又は 最寄りの警察署
162	風俗営業管理者証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行ってください。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3181 又は 最寄りの警察署
163	古物営業許可証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行ってください。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3181 又は 最寄りの警察署
164	古物市場主許可証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、古物市場の所在地を管轄する警察署で手続きを行ってください。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3181 又は 最寄りの警察署
165	質屋営業許可証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行ってください。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3181 又は 最寄りの警察署
166	猟銃・空気銃所持許可証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 新規許可や更新許可申請時に併せて手続きを行ってください。 なお、書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3175 又は 最寄りの警察署
167	猟銃用火薬類等譲受許可証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3175 又は 最寄りの警察署
168	銃砲所持許可証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-110 （内線）3175 又は 最寄りの警察署
169	人命救助等に従事する者届出済証明証	左記の証明を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3175 又は 最寄りの警察署
170	使用人届出済証明証	左記の証明を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3175 又は 最寄りの警察署
171	刀剣類所持許可証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	警察本部 生活環境課 （代表）0985-31-0110 （内線）3175 又は 最寄りの警察署
172	警備業認定証	左記の許可等を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更等の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行ってください。	警察本部 生活安全企画課 （代表）0985-31-0110 （内線）3024 又は 最寄りの警察署
173	自動車運転代行業認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更申請は必要ありません。変更が生じた都度、警察署から書き換えをした認定証を交付します。	警察本部 交通企画課 （代表）0985-31-0110 （内線）5023 又は 最寄りの警察署
174	自動車保管場所証明	証明証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要はありません。	警察本部 交通規制課 （代表）0985-31-0110 （内線）5184 又は 最寄りの警察署
175	自動車保管場所標章	標章の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要はありません。	警察本部 交通規制課 （代表）0985-31-0110 （内線）5184 又は 最寄りの警察署



番号	許認可、登録及び届出等の件名	該 当 者	住 所 変 更 の 手 続 き		担 当 部 ・ 課 （ 事 務 所 ）
			要・不要	手 続 き の 方 法 等	
176	通行禁止・駐車禁止除外標章・許可証	許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要はありません。	警察本部 交通規制課 （代表）0985-31-0110 （内線）5173 又は 最寄りの警察署
177	乗車又は積載の制限外許可証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要はありません。	警察本部 交通規制課 （代表）0985-31-0110 （内線）5173 又は 最寄りの警察署
178	自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証保有者	不要	免許証の本籍・住所の変更は必要ありません。 新しい本籍及び住所の変更につきましては、免許更新の際に順次行っていきます。 ただし、免許更新前に新しい本籍及び住所の変更を希望される方は、免許センター及び各警察署で手続きができます。	警察本部 運転免許課 宮崎運転免許センター （代表）0985-31-0110 （内線）230 都城運転免許センター （代表）0986-25-9999 延岡運転免許センター （代表）0982-33-9999 又は 最寄りの警察署